

au WALLET ゴールドカード国内旅行あんしん保険補償規定

本保険は、下記のいずれかの旅行代金について au WALLET ゴールドカードにより事前にお支払いされた場合に適用されます。

- | |
|--|
| ① 搭乗する公共交通乗用具
② 宿泊する宿泊施設（旅館・ホテル等）
③ 参加する募集型企画旅行（宿泊を伴うもの） |
|--|

1. 補償の対象となる方（被保険者）

au WALLET ゴールドカードの本会員様・家族会員様^(注)

(注) 家族会員様は、家族会員様名義の au WALLET ゴールドカードによりご自身の旅行代金をお支払いされた場合に補償の対象となります。

2. 補償内容・保険金額

	保険金額
死亡・後遺障害	5,000万円
入院保険金日額（入院1日につき）	5,000円
手術保険金（手術により）	2.5万円 または 5万円
通院保険金日額（通院1日につき）	3,000円

3. 対象となる事故

	対象となる事故
① 「搭乗する公共交通乗用具 ^(注1) 」の代金を au WALLET ゴールドカードによりお支払いされた場合	被保険者が日本国内を旅行中、乗客としてその公共交通乗用具に搭乗している間の事故 ※ 航空機に搭乗の場合は、航空機の搭乗者に限り入場が許可される飛行場敷地内にいる間の事故および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具中の事故を含みます。
② 「宿泊する宿泊施設」の代金を au WALLET ゴールドカードによりお支払いされた場合	被保険者が日本国内を旅行中、宿泊施設に宿泊者として滞在している間の火災・爆発事故
③ 「参加する募集型企画旅行 ^(注2) （宿泊を伴うもの）」の代金を au WALLET ゴールドカードによりお支払いされた場合	被保険者が募集型企画旅行に参加している間 ^(注3) の事故

(注1) 「公共交通乗用具」とは、航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路交通法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。

(注2) 「募集型企画旅行」とは、旅行会社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行会社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行(平成16年12月6日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するもの)をいいます。会社の慰安旅行や業務出張等あらかじめ参加が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

(注3) 「募集型企画旅行に参加している間」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもってその募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関等（募集型企画旅行に参加するため個別に利用する機関は含みません。）を利用した時から最後の運送・宿泊機関等の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。

4. 保険金の種類・保険金をお支払いする場合・保険金をお支払いできない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間内の事故により、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ■ 闘争行為、自殺行為、犯罪行為 ■ 自動車、原動機付自転車の無資格運転中、酒気帯び運転中または麻薬等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転中の事故 ■ 脳疾患、疾病または心神喪失 ■ 妊娠、出産、早産または流産 ■ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動（注1） ■ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ■ 自動車等の乗用具による競技、競争もしくは興行またはこれらのための練習を行っている間の事故 ■ 山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するものおよびロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間の事故 ■ むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注2） <p style="text-align: right;">など</p> <p>（注1）テロ行為によって発生したケガに関しては、自動セットされる「テロ行為補償特約」により、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>（注2）被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
入院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、入院した日数は180日を限度とし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、保険金をお支払いしません。	
手術保険金	<p>事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために約款所定の手術を受けた場合に、次の額をお支払いします。</p> <p>① 入院中に受けた手術の場合</p> <p style="text-align: center;">入院保険金日額 × 10</p> <p>② ①以外の手術の場合</p> <p style="text-align: center;">入院保険金日額 × 5</p> <p>ただし、1事故につき1回の手術に限ります。また、1事故に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式により計算した手術保険金をお支払いします。</p>	
通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院された場合に、通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、通院した日数は90日を限度とし、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、保険金をお支払いしません。	

※ 既に存在していた身体の障害または疾病の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

※ 入院保険金、手術保険金、通院保険金は事故発生日を含めて7日以内に治療を終了された場合は、お支払いの対象となりません。

※ 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちで、他のクレジットカード付帯保険から同時に保険金が支払われる場合、死亡・後遺障害保険金額・入院保険金日額および通院保険金日額は、保有するクレジットカードのそれぞれの保険金額のうち最も高い保険金額を限度として保険金をお支払いします。

5. 万一、事故が発生した場合


- (1) 事故が発生した場合には、30 日以内に **au WALLET クレジットカードトラベルデスク**までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- (2) 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- (3) 保険金の支払請求時に必要となる書類等
被保険者または保険金を受け取るべき方は、下表「保険金請求に必要な書類」のうち引受保険会社が求める書類をご提出していただく必要があります。なお、必要に応じて他の書類のご提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。

＜保険金請求に必要な書類＞

提出書類	死亡	後障遺害	入院	手術	通院
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎
傷害状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎
事故証明書	◎	◎	◎	◎	◎
診断書			◎	◎	◎
死亡診断書または死体検案書	◎				
後遺障害診断書		◎			
戸籍謄本	◎				
委任状	◎				
クレジットカード売上傳票（お客さま控え）	◎	◎	◎	◎	◎

(注) ◎印は原則として必要な書類となります。

事故発生時のご連絡先

au WALLET クレジットカードトラベルデスク	
	0800-700-0825
受付時間 24 時間 365 日 ※ 携帯電話・PHS からもご利用いただけます。 ※ 一部の I P 電話などご利用いただけない場合がございます。 ※ おかけ間違いにご注意ください。	

この規定に掲載している内容はクレジットカード用国内旅行傷害保険特約付傷害保険の概要です。実際の保険金お支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。

引受保険会社： **au** 損害保険株式会社

A16D380575(1702)